

令和2年度以前に、『日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた方』

在学猶予（在学期間中、願い出により卒業予定月まで返還期限を延ばすことができる）を希望する場合、各自スカラネット・パーソナルより「在学猶予願」の願出が必要です。

※何も手続きをしない場合は、貸与終了月の翌月から7ヶ月目の27日より返還が開始となります。

（2020年3月貸与終了者、貸与辞退者は、2020年10月より返還開始となります。）

※希望者は、学生支援課に申し出て、期日までに入力を済ませてください。

<入力締切日> 令和2年4月28日（火）16時まで